

関係機関

石垣市 福祉部 福祉事務所

所長 南風野 哲彦

(公 印 省 略)

教育と福祉の連携などを目的とした「同意書」の利用について(依頼)

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の地域福祉にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

当市障がい福祉課においては、石垣市障がい者自立支援協議会子ども部会を設置し、特別な支援を必要とする児童の支援について関係機関や地域の事業者等と協議を行っています。

今年度は「発達に特性のある児童のワーキンググループ」において、教育と福祉の連携を目的に「同意書」の作成をおこないました。

この「同意書」は「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(30文科初 第357号障発0524第2号)にある保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等(以下「学校」という。)と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等(以下「障害児通所支援事業所等」という。)との相互理解の促進や、切れ目のない支援を目的に支援の必要な児童やその家族の地域生活の向上を図るための取り組みです。

つきましては、障害児通所支援事業所等から提出をうけた学校と当該事業所等において、保護者の同意の上、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先等を共有していただけますよう、学校および障害児通所支援事業所等への周知をお願い致します。

記

- 添 付 資 料 : 1 学校と障害児通所支援事業所等の直接連絡に関する同意について
(様式1～3)
- 2 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)
(30 文科初第 357号、障発0524 第2号)
- 3 障害児通所支援事業所一覧

石垣市 福祉部 障がい福祉課
(石垣市障がい者自立支援協議会)
石垣市字真栄里672番地
TEL 87-9211(内線1559)
担当 石川